

（出資の総額の最低限度を千万円を下回らない範囲内で定める農業協同組合の要件）

第五条 法第十条の三第二項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 事業年度の開始の時における組合員（法第十二条第一項第二号から第四号までの規定による組合員を除く。次項において同じ。）の数が千人未満であること。

二 その地区的全部が地勢等の地理的条件が悪く、かつ、農業の生産条件が不利な地域として主務大臣が指定するものであること。

当該事業年度の直前の事業年度において前項第一号に掲げる要件に該当していた農業協同組合が事業年度の開始の時においてその組合員の数が千人以上となつた場合には、当該事業年度の終了の日までは、当該農業協同組合は、同号に掲げる要件に該当する農業協同組合とみなす。

（特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）

第六条 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、法第十一条の五において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第八条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第二十四条の二第二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に對し、準用金融商品取引法第

三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定貯金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等)

第七条 法第十一条第一項第三号の事業を行う組合は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとすると相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定貯金等契約に関する利用者の判断に影響を及ぼす重要事項)

第八条 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定貯金等契約（法第十一条の五に規定する特定貯金等契約をいう。以下同じ。）に関する利用者が支払うべき手数料、報酬その他他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの

二 利用者が行う特定貯金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項
(特定財金等契約の締結について金融商品取引法を準用する場合の読み替え)
第九条 法第十二条の五の規定により金融商品取引法第三十四条、第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第三項第一号の規定を準用する場合においては、同法第三十四条中「同条第三十一条第四号」とあるのは「第一条第三十一項第四号」と、同法第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。
(同一人に対する信用の供与等)
第十条 法第十二条の八第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人(当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この項において「同一人自身」という。)が当該組合の合算子法人等又は合算関連法人等でない場合の次に掲げる者(当該組合の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第九項第三号及び第十項第四号において「受信合算対象者」という。)とする。
同一同一人自身が会社である場合における次に掲げる者
イ 当該同一人自身の合算子法人等
ロ 当該同一人自身を合算子法人等とする法人等(会社その他これに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。以下同じ。)及び当該法人等に準ずる者として主務省令で定める者
ハ ロに掲げる者の合算子法人等(当該同一人自身及びイ又はロに掲げる者に該当するものを除く。)
ニ 当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人等(当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。)
ホ 会社以外の者(国及び外国政府を除く。又は及び次号において同じ。)であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権(法第十二条の二第二項前段に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条において同じ。)を有するもの(ロに掲げる者に該当するものを除く。)

ト 本又はへに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者（当該同一人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。）

チ 連法人等（当該同一人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。）

リ トに掲げる者の合算子法人等又は合算関連法人等（当該同一人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。）

リ 当該同一人自身、次に掲げる会社（第六項において「合算会社」という。）又は本若しくはへに掲げる者（へに掲げる者については、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者に限る。（4）において同じ。）がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社（当該同一人自身及びイから三まで、ト又はチに掲げる者に該当するものを除く。）

（1） 当該同一人自身の子会社

（2） 当該同一人自身を子会社とする会社

（3） （2）に掲げる会社の子会社（当該同一人自身及び（1）又は（2）に掲げる会社に該当するものを除く。）

（4） 本又はへに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社（当該同一人自身及び（2）に掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社（口及び第六項において「同一人支配会社」という。）

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社（イに掲げる者に該当するものを除く。）

前項に規定する「合算子法人等」とは、次に掲げる法人等をいう。

一 他の法人等の財務及び事業の方針を決定する機関（以下「意思決定機関」という。）を支配している法人等として主務省令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として主務省令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下この号及び次号において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配する他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）の場合は、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。

二 子会社（前号に掲げる法人等を除く。以下の号において「実質子法人等以外の子会社」という。）の場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社（前号に掲げる法人等を除く。）は、当該実質親法人等の実質子法人等以外の子会社とみなす。

三 前号に掲げる会社（受信者連結基準法人等に限る。）の実質子法人等（前二号に掲げる法人等を除く。）

第一項に規定する「合算関連法人等」とは、法人等（受信者連結基準法人等に限る。）又はその合算子法人等（前項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。）が出资、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用者である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対しても重要な影響を与えることができる他の法人等（合算子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

二 二項第二号及び前項の議決権の割合を算定する場合について準用する。

三 第一項第一号リに掲げる者及び同項第二号ロに掲げる者は、これらの規定の適用について准用する。当該会社の子会社とみなす。

四 法第十二条の二第三項の規定は、第一項、第二項、第三項の規定が適用する。

五 法第十二条の二第三項の規定は、第一項、第二項、第三項の規定が適用する。

六 法第十二条の二第三項の規定は、第一項、第二項、第三項の規定が適用する。

七 法第十二条の二第三項の規定は、第一項、第二項、第三項の規定が適用する。

八 法第十二条の二第三項の規定は、第一項、第二項、第三項の規定が適用する。

九 法第十二条の二第三項の規定は、第一項、第二項、第三項の規定が適用する。

一 信用の供与等を受けている者（以下この項及び次項において「債務者等」という。）であつて次号の規定に該当するもの以外のものとの事業の遂行上予見し難い緊急の資金の必要性が生じた場合において、当該組合が当該債務者等に対して法第十二条の二第一項本文に規定する信用供与等限度額（以下この項において「信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 農業協同組合連合会に係る信用の供与等にあつては、次に掲げる債務者等に対して、当該農業協同組合連合会が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

イ 当該農業協同組合連合会の会員その他農業生産力の増進及び農業経営の安定化並びに地区内の開発に寄与する事業を行つてゐる者として主務省令で定める債務者等ロ イに掲げるもののほか、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業その他の主務省令で定める国民経済上特に重要な事業を行つている債務者等

三 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。

四 前三号に掲げるもののほか、当該組合が信⽤供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば当該組合又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由

一 法第十一条の人第一項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 前項第一号に規定する場合において、当該組合及びその子会社等（法第十一条の八第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）又は当該組合の子会社等が同号の債務者等に対し合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 当該組合が新たに子会社等を有することとなることにより、当該組合及びその子会社等又は当該組合の子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額以下に減額することができれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

三 農業協同組合連合会に係る信用の供与等について、前項第二号に規定する債務者等に対して、当該農業協同組合連合会及びその子会社等又は当該組合の子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該組合及びその子会社等が合算信用供与等限度額を超用の供与等の額が合算信用供与等限度額を超えることとなること。

五 前各号に掲げるもののほか、当該組合及びその子会社等又は当該組合の子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば当該組合及びその子会社等若しくは当該組合の子会社等又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由

六 法第十一條の八第三項第一号の政令で定める信用の供与等は、次に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。
一 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人

二 特別の法律により設立された法人（前号に掲げる法人を除く。）で国、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人

三 地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐるか又はその基本財産の額の過半を抛出している當利を目的としない法人で、主務省令で定めるもの

四 日本国銀行

五 外国政府、外国の中央銀行又は国際機関で、主務大臣の定めるもの

六 法第十一條の八第三項第二号の政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。
(法第十条第一項第三号の事業を行う組合の子金融機関等の範囲)

第十一條 法第十一條の十第二項の政令で定める者は、次に掲げる者（当該組合を所属組合（法第九十二条の二第三項に規定する所属組合をいう。）とする特定信用事業代理業者（法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。第四十八条において同じ。）を除く。）とする。
一 当該組合の子法人等
二 当該組合の関連法人等

決権及び選挙権を与えるときは、会員の組合員の数（会員が農業協同組合連合会である場合にあつては、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する農業協同組合の組合員の数及び当該農業協同組合の当該農業協同組合連合会構成上の関連度）に応じて与える議決権及び選挙権の総数は、会員に平等に与える議決権及び選挙権の総数を超えてはならない。

前項の規定は、農業協同組合連合会が法第四十一条第七項において準用する法第十六条第二項の規定によりその総代に対して二個以上の議決権及び選挙権を与える場合について準用す。

2 その直前の事業年度において前項第二号に該当していなかつて、農業協同組合連合会（同項第一号に掲げる農業協同組合連合会に該当するものを除く。）が、事業年度の開始の時に於いて会員の数が五百人以上となつた場合においては、当該事業年度の始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合連合会は、同項第二号に掲げる農業協同組合連合会に該当しないものみなす。

（会計監査人の監査を要しない組合の範囲）

第二十二条 法第三十七條の二第一項第一号に該当する政令で定める規模に達しない法第十条第一項第三号の事業を行ふ農業協同組合は、そ

5
前二項の規定は、法第三十七條の二第一項
二号に規定する農業協同組合連合会について
用する。この場合において、第三項中「貯金
合計額」とあるのは「負債の合計金額」(前項
規定する負債の合計金額をいう。次項におい
同じ。)と、「当該事業年度の終了後」とある
のは「その後」と、前項中「貯金等合計額」
あるのは「負債の合計金額」と、「当該事
度の開始後最初に招集される」とあるのは
終の貸借対照表を決議した」と読み替えるも
とする。
(会計監査人の監査について会社法を準用す
場合の読み替え)

第三項 第六十五条第四項（法第七十条第二項において準用する場合を含む。）及び第七十条の三第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める債権者は、共済契約に係る債権者、保護預り契約に係る債権者その他の組合の事業に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で農林水産省令で定めるものとする。

（行政府の認可を要しない信用事業の譲渡又は譲受け）

第二十七条 法第五十条の二第三項の政令で定めるものは、次に掲げる事業のみに係る信用事業（法第十二条第二項に規定する信用事業をいう。）

(書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等)

事業年度の開始の時における貯金及び定期積みの合計額（以下「貯金等合計額」という。）二百億円に達しないものとすること。
法第三十七条の二第一項第二号に規定する

り会社法第四百二十九条の規定を準用する場合においては、同条中「場合には」とあるの「場合には、当該計算書類（剩余金処分案又損失処理案を除く。）について」と、「取役」とあるのは「理事」と読み替えるもの。

第三十条第一項及び第五十九条第二項第号口において同じ。の譲渡又は譲受けとする。一国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い二有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

第一項に規定する事項を電磁的方法（法第十一
条の十九第二項に規定する電磁的方法をいふ。
以下この条及び第二十四条において同じ。）に
より提供しようとする者（次項において「提供
者」という。）は、農林水産省令で定めるところ
により、あらかじめ、当該事項の提供の相手方
に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内
容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得
なければならない。

前項の規定による承諾を得た提供者は、同項
の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的
方法による事項の提供を受けない旨の申出があ
つたときは、当該相手方に對し、当該事項の提
供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし
し、当該相手方が再び同項の規定による承諾を
した場合は、この限りでない。

4 3 は、その負債の合計金額（最終の貸借対照表）に設立された農業協同組合連合会であつて最も貸借対照表がないものにあつては、当該農業協同組合連合会の負債の金額に相当する金額として農林水産省令で定めるところにより算定された金額とする。」が二百億円に達しないものとする。

法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合の事業年度の開始の時における貯金等合額が新たに二百億円を下回ることとなつた場合は、当該事業年度の終了後最初に招される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十七条の二第一項第一号に規定する農業協同組合に該当するものとみなす。

法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合は、

第二十四条 法第四十三条の六第二項（法第四十二条第二項及び第四十八条第七項において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法により通知を発しようとする者（次項において「知発出者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾をしなければならない。

前項の規定による承諾を得た通知発出者は同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて發してはならない。ただし、該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、（この限りでない。）

(払込済みの出資の額に応じてする剩余金配当の限度) 第二十八条 法第五十二条第一項の政令で定める割合は、農業協同組合にあつては年七分、農業協同組合連合会にあつては年八分とする。
(自己資本の基準)

第二十九条 出資組合(法第十条第二項に規定する出資組合をいう。以下この項において同じ。)の自己資本の額は、次の各号に掲げる金額の合計額以上でなければならない。

一 当該出資組合の有する固定資産の価額

二 当該出資組合の出資する組合、農林中央金庫及びその他の団体への払込済出資金(主務大臣の指定するものを除く。)の額

前項に規定するもののほか、同項に規定する

第四節 管理

組合の事業年度の開始の時ににおける貯金等合
額が新たに二百億円以上となつた場合（合併）
より設立された農業協同組合であつて同号の

合は、この限りでない（共済規程の変更に関する定款の規定事項）

自己資本の額の計算方法その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第一法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行ふ農業協同組合連合会

二 前号に掲げる農業協同組合連合会以外の農業協同組合連合会であつて、その事業年度の開始の時における会員（法第十二条第二項第二号又は第三号の規定による会員を除く。次項において同じ。）の数が五百人以上であるもの

業を行つるものに係る当該合併による設立の日
始する事業年度については、当該事業年度の
最初の時に於ける貯金等合計額が二百億円以上
ある場合においては、当該事業年度の開始
最初に招集される通常総会の終了の時まで、
当該農業協同組合は、法第三十七条の二第一
第一号に規定する農業協同組合に該当しない
のとみなす。ただし、当該農業協同組合につ
て前項の規定がある場合には、この限
でない。

ることを要しないものとしようとするとき
総会の決議を経ることを要しない共済規程の変更の範囲及び当該変更をした場合における当該の内容の組合員又は会員に対する通知
告その他の周知の方針を定款で定めなければならない。
(出資一口の金額の減少等の場合に各別に限り催告することを要しない債権者)

(信用事業に係る経理の他の経理への資金運用の基準)
第三十一条 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合が信用事業に係る経理から信用事業以外の事業に係る経理へ運用する資金の額は、当該農業協同組合の自己資本の額を超えてはならない。
前項に規定する資金及び自己資本の額の計算方法は、主務省令で定める。

(貯金の払戻し等に充てるための預け金等の基準)

第三十一条 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、貯金の払戻し及び定期積金の給付(以下この条及び第五十七条において「貯金等合計額の百分の二十に相当する金額以上の金額を同号の事業を行う組合、農林中央金庫、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預け金又は貯金の払戻し等に充てるための適格性を有するものとして主務大臣の指定する資産をもつて保有しなければならない。)

(余裕金運用の基準)

第三十二条 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合(財務の状況、事業の執行体制その他の事業経営の状況を勘査して主務大臣が定める基準に該当するもの(以下この条において「特定農業協同組合」という。)を除く。)は、次の方によれば、余裕金を運用してはならない。

一 法第十条第一項第三号の事業を行う組合、農林中央金庫、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預け金(以下この条において「特定農業協同組合」という。)又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券(前号に規定する債券に該当するものを除く。)の取得

二 国債証券、地方債証券、政府保証債券(その債券に係る債務を政府が保証している債券をいう。)又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得

三 特別の法律により設立された法人の発行する債券(前号に規定する債券に該当するものを除く。)の取得

四 信託会社又は信託業務を営む金融機関(以下この条において「信託会社等」という。)

五 証券投資信託(主務大臣の指定するものに限る。)又は貸付信託の受益証券の取得

六 金銭債権(主務大臣の指定するものに限る。)の取得

七 法第十条第九項に規定する短期社債等(第二号に規定する債券に該当するものを除く。)

八 法第十条第一項の事業を行う農業協同組合(特定農業協同組合を除く。)は、前項第二号若しくは第二号に規定する債券に該当するもの(第二号に規定する受益証券の信託会社等への信託をすることができる。)の取得

九 特定農業協同組合及び法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、次の方によるほか、余裕金を運用してはならない。

一 第一項各号のいずれかに掲げる方法の取得

二 株式(主務大臣の指定するものに限る。)

三 第一項第二号及び第三号に規定する債券以外の債券で主務大臣の指定するものの取得

四 信託会社等への金銭の信託で金銭信託以外のもの(主務大臣の指定するものに限る。)

五 前各号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

六 特定農業協同組合及び法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、第一項第二号若しくは第三号若しくは前項第三号に規定する債券又は第一項第五号に規定する受益証券の信託会社等への信託をすることができる。

七 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合が第一項第三号から第七号まで又は第三項各号(同項第一号については、第一項第三号から第七号までに係る部分に限る。)に掲げる方

法により運用する余裕金の総額は、当該農業協同組合の貯金等合計額の百分の十五に相当する

金額を超えてはならない。ただし、特定農業協同組合にあつては、特別の理由がある場合において都道府県知事(都道府県の区域を超える区域を地区とする特定農業協同組合にあつては、主務大臣)の承認を受けたときは、この限りでない。

八 合併を行う組合の法第六十五条第一項の総会の日(法第六十五条の二第一項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う組合にあつては、理事会(法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員会設置組合にあつては、経営管理委員会)の決議の日)

九 合併を行う組合の法第六十五条第一項の総会の日(法第六十五条の二第一項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う組合にあつては、理事会(法第三十条の二第五項に規定する新設分割設立組合)と/or)の承認を受けたときは、この限りでない。

十 合併による組合の組合員又は会員に対して支払をする金額を定めたときは、その規定

十一 合併による組合が合併の日までに剩余金の配当をするときは、その限度額

十二 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の出資一口の金額

十三 合併によつて消滅する組合の組合員又は会員に対する出資の割当てに関する事項

十四 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の資本準備金及び利益準備金に関する事項

十五 合併によって消滅する組合の組合員又は会員に対して支払をする金額を定めたときは、その規定

十六 合併を行う組合が合併の日までに剩余金の配当をするときは、その限度額

十七 合併を行う組合の法第六十五条第一項の総会の日(法第六十五条の二第一項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う組合にあつては、理事会(法第三十条の二第五項に規定する新設分割設立組合)と/or)の承認を受けたときは、この限りでない。

十八 合併を行う組合の法第六十五条第一項の総会の日(法第六十五条の二第一項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う組合にあつては、理事会(法第三十条の二第五項に規定する新設分割設立組合)と/or)の承認を受けたときは、この限りでない。

十九 合併による組合の組合員又は会員に対して支払をする金額を定めたときは、その規定

二十 合併による組合が合併の日までに剩余金の配当をするときは、その限度額

二十一 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の資本準備金及び利益準備金に関する事項

二十二 合併によつて消滅する組合の組合員又は会員に対する出資の割当てに関する事項

二十三 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の資本準備金及び利益準備金に関する事項

又は合併によつて設立する組合が非出資組合(法第十条第四項に規定する非出資組合をいう。)である場合にあつては、第二号から第四号までに掲げる事項を除く。)とする。

一 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の名称、地区及び主たる事務所の所在地

二 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の出資一口の金額

三 合併によつて消滅する組合の組合員又は会員に対する出資の割当てに関する事項

四 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の資本準備金及び利益準備金に関する事項

五 合併によって消滅する組合の組合員又は会員に対して支払をする金額を定めたときは、その規定

六 合併を行う組合が合併の日までに剩余金の配当をするときは、その限度額

七 合併を行う組合の法第六十五条第一項の総会の日(法第六十五条の二第一項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う組合にあつては、理事会(法第三十条の二第五項に規定する新設分割設立組合)と/or)の承認を受けたときは、この限りでない。

八 合併を行う組合の法第六十五条第一項の総会の日(法第六十五条の二第一項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う組合にあつては、理事会(法第三十条の二第五項に規定する新設分割設立組合)と/or)の承認を受けたときは、この限りでない。

九 合併による組合の組合員又は会員に対して支払をする金額を定めたときは、その規定

十 合併による組合が合併の日までに剩余金の配当をするときは、その限度額

十一 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の資本準備金及び利益準備金に関する事項

十二 合併によつて消滅する組合の組合員又は会員に対する出資の割当てに関する事項

十三 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の資本準備金及び利益準備金に関する事項

十四 合併による組合の組合員又は会員に対して支払をする金額を定めたときは、その規定

十五 合併による組合が合併の日までに剩余金の配当をするときは、その限度額

十六 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の資本準備金及び利益準備金に関する事項

十七 合併によつて消滅する組合の組合員又は会員に対する出資の割当てに関する事項

十八 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の資本準備金及び利益準備金に関する事項

利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同号に規定する新設分割組合及び同項第一号に規定する新設分割設立組合」と読み替えるものとする。

第三十七条 新設分割についての自動車抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)第二十条の二第二項において準用する民法第三百九十八条の十の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十号)第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と「分割をした会社及び分割に

より設立された会社又は当該会社が分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同号に規定する新設分割組合から承継した会社」とある。

二 第二項、航空機抵当法(昭和二十八年法律第六十六号)第二十二条の二第二項及び建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)第二十条の二第二項において準用する民法第三百九十八条の十の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十号)第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と「分割をした会社及び分割に

より設立された会社又は当該会社が分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同号に規定する新設分割組合及び同項第一号に規定する新設分割組合」とある。

三 第二項、航空機抵当法(昭和二十八年法律第六十六号)第二十二条の二第二項及び建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)第二十条の二第二項において準用する民法第三百九十八条の十の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十号)第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と「分割をした会社及び分割に

より設立された会社又は当該会社が分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同号に規定する新設分割組合から承継した会社」とある。

四 第二項、航空機抵当法(昭和二十八年法律第六十六号)第二十二条の二第二項及び建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)第二十条の二第二項において準用する民法第三百九十八条の十の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十号)第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と「分割をした会社及び分割に

より設立された会社又は当該会社が分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同号に規定する新設分割組合から承継した会社」とある。

五 第二項、航空機抵当法(昭和二十八年法律第六十六号)第二十二条の二第二項及び建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)第二十条の二第二項において準用する民法第三百九十八条の十の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十号)第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と「分割をした会社及び分割に

より設立された会社又は当該会社が分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同号に規定する新設分割組合から承継した会社」とある。

六 第二項、航空機抵当法(昭和二十八年法律第六十六号)第二十二条の二第二項及び建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)第二十条の二第二項において準用する民法第三百九十八条の十の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十号)第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と「分割をした会社及び分割に

より設立された会社又は当該会社が分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同号に規定する新設分割組合から承継した会社」とある。

七 第二項、航空機抵当法(昭和二十八年法律第六十六号)第二十二条の二第二項及び建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)第二十条の二第二項において準用する民法第三百九十八条の十の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十号)第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と「分割をした会社及び分割に

より設立された会社又は当該会社が分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同号に規定する新設分割組合から承継した会社」とある。

八 第二項、航空機抵当法(昭和二十八年法律第六十六号)第二十二条の二第二項及び建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)第二十条の二第二項において準用する民法第三百九十八条の十の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十号)第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と「分割をした会社及び分割に

より設立された会社又は当該会社が分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同号に規定する新設分割組合から承継した会社」とある。

九 第二項、航空機抵当法(昭和二十八年法律第六十六号)第二十二条の二第二項及び建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)第二十条の二第二項において準用する民法第三百九十八条の十の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十号)第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と「分割をした会社及び分割に

より設立された会社又は当該会社が分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同号に規定する新設分割組合から承継した会社」とある。

（合併契約等において定めるべき事項）

第三十五条 法第六十五条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項(合併後存続する組合

（農事組合法人の組合員となり得る者）の政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

ある旨の認定を申請しようとする組合は、当該認定を受けようとする旨及び同項各号に掲げる要件に係る事項として主務省令で定めるものを記載した申請書を、当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

<p>第五十二条の六十第営業所</p> <p>一項</p> <p>(特定時金等契約に関する顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)</p> <p>第四十七条 法第九十二条の五において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p>	<p>事務所</p>
---	------------

三十七条の六第四項本文の規定を準用する場合においては、同号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と、同項本文中「対価」とあるのは「対価（手数料、報酬その他の当該特定貯金等契約に関する顧客が支払うべき対価をいう。）」と読み替えるものとする。

十一 第二項の政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

一 水産業協同組合法第一百四十四条の規定による認定

二 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十三号）第六条の五の七の規定による認定

三 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十の規定による認定

四 銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定

<p>第五十二条の六十第</p> <p>一 項</p> <p>(特定貯金等契約に関する顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)</p> <p>第四十七条 法第九十二条の五において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 特定貯金等契約に関する顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの</p> <p>二 顧客が行う特定貯金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項</p>	<p>一 項</p> <p>業所</p> <p>事務所</p>
<p>二 長期信用銀行法 (昭和二十七年法律第百八十七号)</p> <p>(名称の使用制限の適用除外)</p>	<p>二 長期信用銀行法 (昭和二十七年法律第百八十七号)</p>
<p>三十九条</p> <p>法第九十二条の五の規定により金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第二項による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を準用する場合の読み替え)</p> <p>第四十九条 法第九十二条の五の規定により金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>三十九条の六第四項本文の規定を準用する場合においては、同号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と、同項本文中「対価」とあるのは「対価(手数料、報酬その他の当該特定貯金等契約に関する顧客が支払うべき対価をいふ。)」と読み替えるものとする。</p> <p>第五十条 特定信用事業電子決済等代行業者協会(認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の認定の申請)</p> <p>第四十九条の二 法第九十二条の五の六の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出してしなければならない。</p> <p>一 名称</p> <p>二 事務所の所在地</p> <p>三 役員の氏名</p> <p>四 法第九十二条の五の六第一号に規定する協会員の氏名又は名称</p> <p>(特定信用事業電子決済等代行業者等について銀行法を準用する場合の読み替え)</p> <p>第四十九条の三 法第九十二条の五の九第一項の規定により銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ホ及び第五十二条の六十一の二十五第二項の規定を準用する場合においては、同号ホ中「農業協同組合法、水産業協同組合法」とあるのは「水産業協同組合法」と、「労働金庫法」とあるのは「労働金庫法、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)」と、同項中「認定業務」とあるのは「認定業務(農業協同組合法第九十二条の五の六に規定する認定業務をいう。第五十二条の六十一の二十八第一項及び第五十二条の六十一の二十九において同じ。)」と読み替えるものとする。</p> <p>(登録の基準となる法律の範囲)</p> <p>第四十九条の四 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ホの政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 中小企業等協同組合法</p>

十一 第二項の政令で定めるものは、次に掲げる者とする。
一 水産業協同組合法第百十四条の規定による認定

二 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十号）第六条の五の七の規定による認定

三 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十の規定による認定
四 銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定

五 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の五の七の規定による認定
六 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の二十一の規定による認定

一 水産業協同組合法第百十五条に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会

二 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会

三 労働金庫法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行事業者協会

四 銀行法第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行事業者協会

五 農林中央金庫法第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会

（目的外利用の禁止の適用除外）

第四十九条の六 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項の政令で定める業務は、法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の役員等（法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の同表の

認定	業務
水産業協同組合法第百十一条の認定	同法第一百五十五条に規定する業務
四条の認定	同法第六条の五の八に関する法律第六条の五規定する業務
同組合による金融事業の七の認定	同法第六条の五の八に関する法律第六条の五規定する業務
銀行法第五十二条の六十九条の認定	同法第八十九条の十一に規定する業務
労働金庫法第八十九条の十の認定	同法第五十二条の六十に規定する業務
農林中央金庫法第九十五条の五の七の認定	同法第九十五条の五の八に規定する業務
株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の認定	同法第六十条の二十二に規定する業務
(外国法人等である特定信用事業電子決済等代行業者に対する法の規定を適用する場合の読み替え)	同法第五十二条の六十に規定する業務
第四十九条の七	同法第五十二条の六十に規定する業務
る個人である特定信用事業電子決済等代行業者(法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第九十九条の五の八第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者(銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者とみなされる同法第十二条第六項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一百一号)第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十二条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。)を含む。)を含む。(第三項において同じ。)に対して法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法律第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法の規定中表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	同法第五十二条の六十に規定する業務
読み替える法読み替える法読み替える法第五十九条第一項字句における準用規定の九十二条のられりの九第二条の第一項字句	同法第五十二条の六十に規定する業務

(指定信用事業等紛争解決機関について銀行法を準用する場合の読み替え)

第五十三条 法第九十二条の八第一項の規定により銀行法第五十二条の六十八第一項の規定を準用する場合においては、同項中「商号」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。
(指定共済事業等紛争解決機関について保険業法を準用する場合の読み替え)

第五十四条 法第九十二条の九第一項の規定により保険業法第三百八条の七第二項第一号及び第三百八条の八第一項の規定を準用する場合においては、同号中「当事者」とあるのは、「当事者である加入組合若しくはその利用者(以下単に「当事者」という。)」と、同項中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

第七章 監督

第五十五条 法第九十三条第二項の政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。
一 当該組合の子会社(法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。)
二 当該組合がその総会員の議決権の百分の五十を超える議決権を有する農業協同組合連合会

三 当該組合(法第十条第一項第三号の事業を行ふものに限る。)がその経営を支配している法人として主務省令で定めるもの(前二号に掲げるものを除く。)

第八章 雜則

(主務大臣等)

第五十六条 この政令において、次の各号に掲げる主務大臣は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 第三条、第四条、第十条第十一項第五号、第三十一条、第三十二条及び第四十九条の二第一項に規定する主務大臣 農林水産大臣及び内閣総理大臣
二 第五条第一項第二号及び第二十九条第一項第二号に規定する主務大臣 農林水産大臣
この政令における主務省令は、農林水産省定する主務省令は、農林水産省令、厚生労働省令とする。

(信用秩序の維持を図るために必要な事由)

第五十七条 法第九十八条第六項の政令で定める事由は、次の各号のいずれにも該当することと

一 自己資本の充実その他の経営の健全性を確保するための措置が早急にとられなければ、組合が貯金の払戻し等を停止するおそれがあること。

二 組合が貯金の払戻し等を停止した場合は、当該組合が業務を行つてゐる地域又は分野における融資比率が高率であることにより、他の金融機関による金融機能の代替が著しく困難であるため、当該地域又は分野における経済活動に極めて重大な障害が生ずることとなる事態を生じさせるおそれがあること。

(内閣総理大臣から金融庁長官に委任されない権限)

第五十八条 法第九十八条第十三項の政令で定める権限は、次に掲げるものとする。

- 一 法第十一条第一項の規定による承認
- 二 法第六十条第一項の規定による設立の認可
- 三 法第九十五条第三項の規定による法第十一条第一項の承認の取消し
- 四 法第九十五条の二の規定による解散の命令
- 五 前各号に掲げる处分に係る法第九十八条の規定による通知

(権限の委任)

第五十九条 法による農林水産大臣の権限のうち法第九十三条第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び資料の提出の命令(地方農政局の管轄区域を超えない区域を地区とする組合又は農事組合法人(以下この項において「組合等」という。)に関するものに限る。)は、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

法第九十八条第十三項の規定及び第六十二条の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合は、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第六号から第九号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一 法第十一条第三項、第十四条の八第一項たる書類(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十二条の九ただし書、第十二条の六十五第二項ただし書(法第十一条の六十七第二項において準用する場合を含む。)、第十

一条の六十六第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)、第五項ただし書及び第七項、第四十四条第二項、第五十条の二第三項、第六十四条第二項、第六十五条第二項並びに第七十条の三第三項の規定による認可及び承認(次のイからニまでに掲げる認可又は承認の区分に応じ、当該イからニまでに定められた事項に関するものを除く。)

イ 法第十一条第三項の規定による承認農業協同組合連合会又は承継農業協同組合(法第七十条第一項の規定により法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の権利義務を承継した農業協同組合をいう。以下この号及び第五号において同じ。)の信用事業規程の廃止

ロ 法第五十条の二第三項の規定による認可農業協同組合連合会又は承継農業協同組合の解散

ハ 法第六十四条第二項の規定による認可農業協同組合連合会又は承継農業協同組合の全部又は一部の当事者とする合併

二 法第六十五条第二項の規定による認可農業協同組合連合会又は承継農業協同組合の全部又は一部の当事者とする合併

三 法第九十七条の三第一項の規定による前号に掲げる認可又は承認の条件の付加及びこれまでの変更

四 法第十一条第四項、第四十四条第四項、第五十条の二第七項、第六十四条第五項及び第八項並びに第九十七条(第三号から第八号まで及び第十二号に係る部分に限る。)の規定による届出の受理並びに法第五十四条の二第一項及び第二項並びに法第七十条の三第四項による書類の受理

五 法第七十一条第二項の規定による清算人の選任(農業協同組合連合会及び承継農業協同組合に関するものを除く。)

六 法第九十三条第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び資料の提出の命令

七 法第九十四条第一項から第五項までの規定による検査(同条第一項の規定による検査にあつては、都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会に関するものを除く。)

八 法第九十四条の一第一項及び第二項並びに第三項、第四十四条第二項、第五十条の二第三項、第六十四条第二項、第六十五条第二項並びに第七十条の三第三項の規定による許可

一 法第九十二条の二第一項の規定による許可

二 準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更

三 第一号に掲げる許可に係る準用銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認

四 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認

五 法第九十二条の三第三項の規定並びに準用銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の五十二及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六 準用銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧

七 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の命令

八 準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査

九 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令

十 準用銀行法第五十二条の五十六の規定による処分

八 法第九十四条の一第一項及び第二項並びに第三項、第四十四条第二項、第五十条の二第三項、第六十四条第二項、第六十五条第二項並びに第七十条の三第三項の規定による許可

一 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第一項及び第五十二条の六十一の六第二項の規定によ

又は事務所その他の施設(以下この項及び次項において「從たる営業所等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長(ほか、当該從たる営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行使することができる。

第六十条 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者(準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。)又は特定信用事業代理業者の主たる営業所又は事務所(以下この条において同じ。)の主たる営業所又は事務所(以下この条において同じ。)を管轄する銀行等(同条第一項に規定する銀行等をいう。)を含む。以下この条において同じ。の主たる営業所又は事務所(以下この条において同じ。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一 法第九十二条の二第一項の規定による許可

二 準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更

三 第一号に掲げる許可に係る準用銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認

四 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについて該從たる営業所等以外の從たる営業所等に対する検査等を行ふことができる。

五 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廢止し、又は変更したときも、同様とする。

第六十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、登録申請者(法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。)又は特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所(外國法人又は外國に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所又は事務所」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長、当該登録申請者又は特定信用事業電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては、関東財務局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理

四 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五第二項の規定による通知

五 法第九十二条の五の八第三項の規定及び法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否

六 法第九十二条の五の八第二項の規定並びに法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項並びに第五十三条第五項の規定による届出の受理並びに法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理

七 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

八 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

九 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令

十 法第九十二条の五の八第四項の規定並びに法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分

十一 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消

前項第七号及び第八号に掲げる権限で特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」といいう。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。

前項の規定により、特定信用事業電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しく

(以下この項において「検査等」という。)を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対する検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 第三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。(これを廃止し、又は変更したときは同様とする。)

第六十二条 内閣総理大臣は、この政令による権限を金融庁長官に委任する。

(都道府県が処理する事務)

第六十三条 法第九十三条第一項及び第二項、第九十四条第一項から第三項まで及び第五項、第九十五条第一項及び第二項並びに第九十六条第一項に規定する行政庁の権限に属する事務で法第九十八条第一項の規定により主務大臣の権限に属するもののうち、都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会(以下この条において「都道府県農業協同組合連合会」という。)に関するものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、都道府県農業協同組合連合会の事業の健全な運営を確保するため特に必要があると認めるとときは、主務大臣(主務大臣が内閣総理大臣である場合には、法第九十八条第一項及び第九十六条第一項に規定する事務を除く。)を行ふことを妨げない。

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3 都道府県知事は、第一項本文の規定に基づき、法第九十三条第一項若しくは第二項の規定により都道府県農業協同組合連合会若しくはその子会社等(同項に規定する子会社等をいふ。以下この項及び次項において同じ。)、信用事業受託者(同条第二項に規定する信用事業受託者をいふ。以下この項及び次項において同じ。)

若しくは共済代理店（法第十一条の十九第一項第四号に規定する共済代理店をいう。以下この項及び次項において同じ。）から報告を徵し、若しくはこれらに対し資料の提出を命じ、又は法第九十四条第一項から第三項まで若しくは第五項の規定により都道府県農業協同組合連合会若しくはその子会社等、信用事業受託者若しくは共済代理店の検査を行つた場合には、主務省令で定めるところにより、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

4 主務大臣は、法第九十三条第一項若しくは第二項の規定により都道府県農業協同組合連合会若しくはその子会社等、信用事業受託者若しくは共済代理店から報告を徵し、若しくはこれらに対し資料の提出を命じ、又は法第九十四条第二項、第三項若しくは第五項の規定により都道府県農業協同組合連合会若しくはその子会社等、信用事業受託者若しくは共済代理店の検査を行つた場合には、主務省令で定めるところにより、当該处分の内容を主務大臣に報告しなければならない。

（事務の区分）

5 都道府県知事は、都道府県農業協同組合連合会に対し、第一項本文の規定に基づき法第九十五条第一項若しくは第二項又は第九十六条第一項の規定による処分をした場合には、主務省令で定めるところにより、当該処分の内容を主務大臣に報告しなければならない。

（第六十四条 第三十二条第五項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに前条第一項、第三項及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会に係るものに限る。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。）

附 則 括 1 この政令は、農業協同組合法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第二百二十七号）の施行の日（昭和三十七年七月一日）から施行する。

附 則 （昭和四〇年一〇月一〇日政令第三三八号）抄
七号 附 則（昭和四〇年五月四日政令第一四

この政令は、法の施行の日（昭和四十一年四月一日）から施行する。

附 則（昭和四五年八月一三日政令第二四二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年三月三一日政令第八九号）

この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和四七年三月二十五日政令第三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年一〇月一日政令第一九二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年六月一一日政令第一四三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年七月五日政令第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年八月一四日政令第二二八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年一月八日政令第二九六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年一月二二日政令第四四号）

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年六月一八日政令第二七号）○四号

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年九月三〇日政令第三二七号）

この政令は、農業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（平成四年十月十五日）から施行する。

附 則（平成五年三月三日政令第二九二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第八十七号。以下「制度改革法」という。）の施行の日（平成五年四月一日）から施行する。

<p>附 則 (平成二四年一月二七日政令第一 九号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(平成二十四年二月一日)から施行する。</p>	<p>律第四十三条の定による 二第二項 止前の抵当 証券業の規 制等に關す る法律</p>
<p>附 則 (平成二七年二月四日政令第三 三四二号) 抄 (施行期日)</p>	
<p>第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年十二月一日)から施行する。</p>	
<p>附 則 (平成二七年二月四日政令第三 三四二号) 抄 (施行期日)</p>	
<p>第一条 この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。</p>	
<p>附 則 (平成二七年九月九日政令第三 一九号) 抄 (施行期日)</p>	
<p>第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。 (処分、申請等に関する経過措置)</p>	
<p>第二条 この政令の施行前に農林水産大臣が法律の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為(この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により北海道農政事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下この項において「処分等」という。)は、北海道農政事務所長がした処分等とみなし、この政令の施行前に法律の規定により農林水産大臣に対してもした申請その他の行為(この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により北海道農政事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下この項において「申請等」という。)は、北海道農政事務所長に対してもした申請等とみなす。</p>	

らない事項（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により北海道農政事務所長に委任された権限に係るものに限る。）で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを当該法律の規定により北海道農政事務所長に対して報告その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、当該法律の規定を適用する。

する改正後のそれぞれの政令の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に委任された権限に係るものに限る。以下この項において「処分等」という。）は、財務局長等がした処分等とみなし、この政令の施行前に法律の規定により金融庁長官に対してした申請その他の行為（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により財務局長等に委任された権限に係るものに限る。以下この項こ

らない事項（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により北海道農政事務所長に委任された権限に係るものに限る。）で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法律の規定により北海道農政事務所長に対して報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法律の規定を適用する。

附 則（平成二八年一月二九日政令第二
七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
(存続中央会に係る改正前の農協法施行令の効力)

第二条 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第十条に規定する存続中央会（以下「存続中央会」という。）については、第一条の規定による改正前（農業協同組合法施行令（第五条の二を除く。）の規定で、存続中央会が解散した場合又は改正法附則第二十七条第一項の規定により解散したものとのみなされた場合にあってはその清算結了の登記の時、改正法附則第十二条又は第二十一条の規定により組織変更をする場合にあってはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成二八年二月三日政令第三八
号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、金融商品取引法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年三月一日）から施行する。

第二条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
(処分、申請等に関する経過措置)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

第二条 この政令の施行前に金融庁長官が法律の規定によりした処分その他の行為（この政令に

する改正後のそれぞれの政令の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に委任された権限に係るものに限る。以下この項において「処分等」という。）は、財務局長等がした処分等とみなし、この政令の施行前に法律の規定により金融庁長官に対してした申請その他の行為（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により財務局長等に委任された権限に係るものに限る。以下この項こ

1 この政令は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年七月二十四日）から施行する。

二七一号
この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

この政令は、平成三十年三月三十一日から施行する。

（施行期日） 附則
七三号抄（平成三十年五月三十日政令第一

は、新農業協同組合法第九十二条の五の九において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「農業協同組合法第九十九条の五の二第一項の登録を取り消す」とあるのは、「特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。
前項の場合においては、改正法附則第三条第一項中「第五十二条の六十一の十七第一項」とあるのは、「第五十二条の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項」とする。

一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。ただし、第一回目（農林水産省令）と第二回目（同上）の施行日を差し置いて施行する。

附 則（平成三〇年七月一日政令第二〇六号）
この政令は、公布の日から施行する。
附 則（令和元年一〇月三〇日政令第一三九号）抄

（施行期日）
1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年七月八日政令第二一七号抄）

第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。

二月十一日政令第一三
附則（令和三年三月三一日政令第一三
七号）抄

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行
(施行期日)

する
号) 附 則 (令和三年六月一日政令第一六一
抄

（施行期日）
この政令は、金融サービスの利用者の利便の

向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年十一月

「正月」といふ日の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

○九号)
この政令は、新型コロナウイルス感染症等の

影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年六月一日）

（令和二年十一月二十二日）から施行する。